

全国連続立体交差事業促進協議会 規約

(目 的)

第1条 全国連続立体交差事業促進協議会（以下「全国協議会」という。）は、都市計画事業施行者と鉄道事業者との交流、連続立体交差事業促進のための調査研究及び政策提言並びに関連事業を含む事業制度の拡充及び予算の拡充・確保を図り、もって円滑な事業の促進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第2条 全国協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 円滑な連続立体交差事業及び関連事業の整備促進に係る調査、研究等の実施
- (2) 連続立体交差事業の促進に関し、政府その他関係機関に対する連続立体交差事業促進のための政策提言、事業制度拡充、予算の拡充・確保等の要望等
- (3) 連続立体交差事業の必要性の啓発及び広報
- (4) その他、全国協議会の目的達成等に必要な事業

(組 織)

第3条 全国協議会は都道府県及び市区町村並びに本協議会の趣旨に賛同する鉄道会社（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役 員)

第4条 全国協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 5 名
- (3) 理 事 関係都道府県及び関係指定都市並びに関係鉄道会社の代表（以下「鉄道会社の代表」という。）
- (4) 監 事 2 名

2 会長は、理事の互選による。ただし、関係都道府県及び関係指定都市から選任する。

3 副会長は、都市側にあつては北海道・東北・関東ブロック、北陸・中部ブロック、近畿ブロック、中国・四国・九州ブロック（以下、「地域ブロック」という。）の理事より各1名、鉄道側にあつては東日本ブロック、西日本ブロック、JRグループ（以下、「鉄道ブロック」という。）の理事より1名選任する。選任にあつては、

各地域ブロック及び鉄道ブロック理事の互選により、関係都道府県及び関係指定都市並びに鉄道会社の代表から選任する。

- 4 第1項第3号に規定する鉄道会社の代表の数は、東日本ブロック、西日本ブロック及びJRグループから、それぞれ第8条第2項に規定する分担金の口数を上限とし、当該ブロック又はグループに属する前条の会員の互選により選任する。
- 5 監事は会長が委嘱する。

(役員 の 職務)

第5条 理事は、理事会を構成し、全国協議会の運営にあたる。

- 2 会長は、全国協議会を代表し、会務の執行を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、地域ブロック及び鉄道ブロック理事を代表し、会務の執行を補佐する。
- 4 監事は、会計に関する書類を審査し、総会にその意見を報告する。

(役員 の 任期)

第6条 役員（理事を除く。）の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員のうち会長及び監事は、再任しない。

(会 議)

第7条 会議は、総会及び理事会とし必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、会長が議長となり、出席会員の過半数の同意を得て議決する。
- 3 総会は、全国協議会の重要事項を審議する。
- 4 理事会は、総会に代わり全国協議会の管理運営事項を審議することができる。
- 5 緊急やむを得ない場合は、理事会をもって総会に代えることができる。

(会 計)

第8条 全国協議会の会費は、分担金、寄付金その他の収入をもってあてる。

- 2 分担金の額は、一口年額100,000円とする。関係都道府県及び関係指定都市については一理事当たり一口、鉄道会社の代表については一口以上とし、別途定めるものとする。
- 3 全国協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。
- 4 会計年度当初から当該年度予算承認日までの間に必要な経常的経費は次に掲げる

ものにより、前年度繰越金の範囲内で支出することができる。

- (1) 総会及び理事会開催に伴う経費
- (2) 研究会に伴う経費
- (3) ホームページの運営に伴う経費

(事務局)

第9条 全国協議会の事務局は、会長の属する都道府県又は指定都市に置くものとする。

- 2 事務局に、事務局長を置き、会長が委嘱する。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(幹事会)

第10条 会の運営を補佐させるため、全国協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、関係都道府県、関係指定都市及び鉄道会社の代表の主幹課長をもって構成する。

(その他)

第11条 この規約に定めるものを除くほか、全国協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年7月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月14日から施行する。